

労働基準関係法令違反に係る公表事案

鹿児島労働局

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
佐々木海運株式会社	鹿児島県鹿児島市	R6.10.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトを用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6.10.25送検
(株)誠晃 障害者就労センターみなよし	鹿児島県鹿児島市	R6.11.1	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	約5か月の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R6.11.1送検
(株)吉丸組	鹿児島県鹿児島市	R6.12.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約25mの塔屋屋上で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.12.6送検
(株)岩本建設	鹿児島県鹿児島市	R7.3.24	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R7.3.24送検
公益財団法人沖永良部農業開発組合	鹿児島県大島郡和泊町	R7.8.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械のコンベヤー部分の清掃作業を行わせる際、機械の運転を停止させていなかったもの	R7.8.18送検
個人事業主	鹿児島県肝属郡肝付町	R7.9.18	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの	R7.9.18送検
(株)西原食品	鹿児島県鹿児島市	R7.10.10	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の6 労働安全衛生法第59条	食品加工用粉碎機の作業を機械の運転を停止せず、かつ、労働者に用具等を使用させずに同作業を行わせ、また当該作業の安全のために必要な事項について教育を行わなかったもの	R7.10.10送検